

学校問題ADR

東京弁護士会では、学校問題の特殊性に鑑み、学校問題に特化したADRを設置しています。学校における問題について知見のある弁護士が、あっせん人となります。

学校問題ADRの特徴

・柔軟な解決が可能

損害賠償を求めることだけが手続きの目的ではありません。「子どもが安心して学校生活を送れるような環境を整えるための話し合いをする」「十分な説明を求める」なども可能です。

・任意の手続き

話し合いに参加するのも、手続きを終わりにするのも、当事者の任意です。手続きに参加したからといって、何かを強制されるものではありません。

弁護士会ADR(あっせん手続き)とは

弁護士が「あっせん人」として間に入り、当事者同士の話し合いをサポートして紛争を解決する手続き。

手続費用

① 申立手数料 11,000 円

申立ての際に、申立人が支払います

② 期日手数料 各 5,500 円/回

あっせん期日ごとに、当事者双方が各 5,500 円ずつ支払います

③ 成立手数料 110,000 円～

(紛争解決額に応じて算定)

和解成立の際に支払います。負担者とその支払い額は和解合意で定めます。

お問い合わせ

東京弁護士会 紛争解決センター

TEL 03-3581-0031

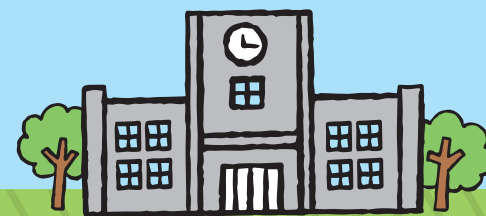
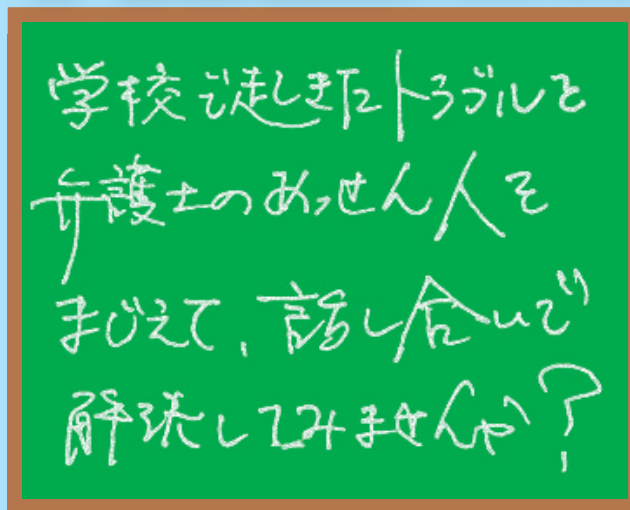
(平日 9:30～12:00 / 13:00～16:00)



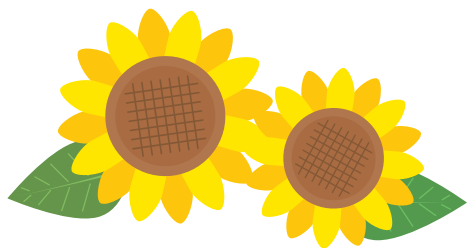
東京都千代田区霞が関 1 丁目 1-3
弁護士会館 6 階

東京弁護士会ホームページ

<https://www.toben.or.jp>



東京弁護士会
紛争解決センター



手続の流れ

申立て

申立書を窓口に出し、 **申立手数料**を納付します。

- 未成年の子が当事者の場合、法定代理人（親権者）によります。法定代理人であることの証明資料（子どもの戸籍謄本など）が必要です。

センターから相手方に申立書を送付

相手方が 学校問題ADRの利用に同意

相手方から「話し合いに応じる」との回答がなされたら、センターはあっせん人を選任して期日を決めます。

対象となる紛争

- ・ 学校と保護者または生徒との間の紛争
- ・ 保護者間または生徒間で生じた学校における問題に関する紛争

あっせん期日

弁護士の「あっせん人」が中立の立場で、公平に当事者の言い分を聞きます。

- 期日はオンライン^{※1}でも対面でも可能です。
- 期日ごとに **期日手数料**をお支払い下さい。

※1 両当事者が同意した場合

和解 ※2

和解契約書作成／



成立手数料納付

事案に関わる子どもの意向を確認したり、子どもから事情を聴いたりする必要がある場合に、子どもからのヒアリングについて専門性を有する者を「助言者」として選任し、ヒアリング及びその結果の報告を依頼することがあります（追加の費用負担あり）。

※2 和解合意を両当事者の合意に基づき仲裁判断とすれば、裁判所の執行決定を得て、これに基づく強制執行が可能になります。